

第1回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年10月9日（木）10:00～11:16

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、滝久雄、森下竜一

（専門委員）川本明、小林三喜雄、圓尾雅則

（政務）赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官

（事務局）羽深規制改革推進室長、市川規制改革推進室次長、佐久間参事官、
仁林企画官

（内閣官房）IT総合戦略室 瓜生内閣参事官、濱島内閣参事官

（事業者）アジアインターネット日本連盟

4. 議題：

（開会）

1. 投資促進等ワーキング・グループの今後の進め方について

2. 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室からのヒアリング

「ビッグデータ・ビジネスの普及」について（重点的フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○佐久間参事官 それでは、お時間になりましたので、規制改革会議第1回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、所用により松村座長代理、安念委員及び久保利専門委員は御欠席でございます。

また、森下委員は出席の予定ですが、遅れていらっしゃるかと承知しております。

また、本日は、滝委員にも御出席いただいております。

では、開会に当たりまして、赤澤副大臣から御挨拶をいただきます。お願いいたします。

○赤澤副大臣 失礼いたします。今日は投資促進等ワーキング・グループに御出席いただきまして、大崎座長始め委員の先生方、あるいは専門委員の先生方、本当にありがとうございます。お忙しいところ大変感謝をしております。

このワーキング・グループは、9月16日の規制改革会議で新たに設置することが決まった5つのワーキング・グループの中の1つということで、過去の貿易・投資等ワーキング・グループあるいは創業・IT等ワーキング・グループでの御議論をしっかりと念頭に置いていただきながら、議論をさらに深めていただければと思います。

アベノミクスの成功に大きく貢献いただきたい分野でありまして、ヒト・モノ・カネの

流れ、あるいは情報の流れをさらに円滑にして、しっかりと日本に引き付けられるように、あるいは将来的には国富の創造につながるような産業競争力の強化に資するような規制緩和に向けて、あるいは規制改革に向けて、真摯な、精力的な御議論をお願いしたいと思っております。

今日は、このワーキング・グループのこれからの進め方について、座長のリーダーシップの下でいろいろと決めていただくことと合わせて、昨年6月に閣議決定がありましたビッグデータ・ビジネスの普及について、まだ説明者はこれから入室ということのようでありましてけれども、ヒアリングを行って、フォローアップということでその進捗状況の御確認をいただいて、さらに進捗を図っていただく、確実な実施につなげていくという御議論をお願いしていると承知をしております。

先生方の忌憚のない御議論をいただきまして、しっかり私どもも成果をあげていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○佐久間参事官 ありがとうございました。

それでは、すみません、報道の皆様はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○佐久間参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおいては、議事録を公表することとしておりますので、御了承願います。

以後の進行は、大崎座長をお願いいたたく存じます。よろしく願いいたします。

○大崎座長 本ワーキング・グループの座長を務めます大崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ワーキング・グループの初回でございますので、まず、委員の皆さんから一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。

参考資料1の方に投資促進等ワーキング・グループの名簿がございますので、こちらの順番でお願いしたいと存じます。

本日、松村座長代理は御欠席、安念委員も急遽御欠席と伺っておりますので、では、森下委員、お願いいたします。

○森下委員 いきなり順番が回ってきてちょっとびっくりしたのですがけれども、前回に引き続き投資促進、名前は変わりましたが「創業等」ということで参加しておりましたので、今回も是非、アベノミクスの活性化に資するような議論ができればと思っております。よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、川本専門委員、お願いいたします。

○川本専門委員 川本でございます。よろしく願いいたします。

私、最初に創業ワーキング・グループ、それから、次は創業・IT等ワーキング・グループ、それで今回は投資促進等ワーキング・グループに参加しています。幅広い問題に取り組むということで、大変微力ながらお役に立てればと思っております。よろしく願い

いたします。

○大崎座長 久保利専門委員は御欠席でございますので、小林専門委員、お願いいたします。

○小林専門委員 どうもおはようございます。花王株式会社の小林でございます。

数少ない製造業の出身でございますので、いわゆる物づくりのいろいろな規制に関わる点も多うございますので、是非、規制改革について物づくりの立場から御議論に参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大崎座長 圓尾専門委員、お願いいたします。

○圓尾専門委員 圓尾でございます。

私はSMBC日興証券の所属になってはいますが、金融というよりは長くエネルギー業界と関わってきたということで、最初は「エネルギー・環境ワーキング・グループ」で専門委員としてスタートさせていただきました。昨年が「創業・IT等」で今回これなのですが、ちょっと中身を見るとエネルギーのことが今、余りなくて、その辺がちょっと寂しいあれではありますが、極力勉強してついていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○大崎座長 ありがとうございます。

委員、専門委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1「投資促進等ワーキング・グループの今後の進め方について」に移らせていただきます。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○佐久間参事官 それでは、説明いたします。

資料1、1枚紙ですけれども、御覧いただければと思います。この紙に沿いまして御説明申し上げます。

まず、最初のパラグラフですけれども、先ほど副大臣からの御挨拶でも言及されていたところがございますが、「投資促進等ワーキング・グループにおいては、主に、国内外のヒト・モノ・カネ・情報の流れを円滑化するなど日本経済の活性化に資する規制改革事項を、国益に資する観点から検討することとする」。これが大きな1つ目の方針でございます。

具体的には、ここに項目が挙げられていますけれども、「対日直接投資の促進」「高度人材が活躍しやすい入管政策の見直し」「輸出入の円滑化・通関手続の合理化」「相互認証の推進（食品添加物等）」と、これらは主に前期で言いますと、貿易・投資等ワーキング・グループで検討されていたことでございます。

そして、後半の4つ、「物流の効率化」、「カネの流れを活性化する金融関連規制の見直し」、「エネルギー・環境に関する規制改革」、「IT利活用の裾野拡大」、これらは、どちらかというと創業・IT等ワーキング・グループで取り扱われていたことが多かったということがございますが、こういった事項を重点的に取り扱うこととするということでご

ざいます。

また、2点目ですけれども、これまで1期、2期と多くの推進計画、実施計画として閣議決定しておるところですので、フォローアップがやはり重要だということで、規制改革会議の親会議の方で、重点フォローアップ事項というものが定められています。

このうち、当ワーキング・グループでは4つの事項を取り上げるわけですけれども、1つ目は、まだ制度改正前のものであって、制度検討の内容をフォローするものでございます。それが本日取り上げる「ビッグデータ・ビジネスの普及」。

このほか、独禁法の考え方を示している「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」。これは閣議決定で垂直的取引制限の適法・違法の判断基準を明確化せよということで、いろいろな観点から見直すべきという旨、実施計画の中に記載されておりますが、その点。

また、「外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し」。例えば、外国企業が支店なり会社の法人の登記をする際、代表者の住所が日本の中になければいけないという規制について撤廃すべきではないかという話がありまして、検討することとされておりますけれども、これらの事項が（1）に当たるものでございます。

次に「制度改正済のものであり、運用状況をフォローするもの」として、「次世代自動車関連規制」。これは平成25年6月の実施計画で様々な事項が取り組まれておりまして、前期においてもフォローアップされたところですが、今期も引き続き運用状況をフォローするというものでございます。

このほかは※で2つ書いてありますけれども、今後、規制改革ホットラインを通じて得られる要望などについても検討して、取り上げられるものは随時取り上げることとしたいと考えております。

また、他の会議との連携ということも重要だということはよく言われているわけですが、我々のワーキング・グループとしましても、対日直接投資推進会議、あるいは今日ヒアリングに来ていただきますが、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）等と関係会議の連携も図ってまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○大崎座長 それでは、ただいまの御説明について何か御質問、御意見ございましたら。

この場で具体的な項目の個別の決定を直ちにすることではないわけですね。重点的な項目というのは。

○佐久間参事官 項目を出していただいているということだけでございます。

○大崎座長 川本さん。

○川本専門委員 すみません。それでは、今日はある意味ではタマ出しという趣旨と理解いたしまして、そんなにたくさんはありませんが、前広に論点を付け加えさせていただければと思います。

一つは、フォローアップしていくというのは大変重要なことだと理解していまして、重要な問題がこれまでも答申で取り上げられてきておりますが、改革が終了したというもの

は少なく、引き続き監視していく必要があるというものが多いと思います。前回、私が属しておりました創業・IT等ワーキング・グループで取り上げていただきまして、答申にも盛り込んでいただいた大学のベンチャーキャピタルの件なのですが、引き続き、いろいろな大学でキャピタルをどうやってつくるかということについて検討が進んでいる状況と聞いております。

基本的には今のやり方というのが、国立大学がある意味で丸抱えでベンチャーキャピタルをつくるという方向になっているので、いろいろな外の声も十分聴いて、しっかりイノベーションが起こるような、ビジネスにつながるような体制をつくってください、というのが我々からのメッセージだったと思います。引き続きこれについてはウォッチしていく必要があるのではないかなというのが1つ目でございます。

それから、もう一つは、ここに「高度人材が活躍しやすい入管政策の見直し」が挙げられています。先ほど副大臣がおっしゃったヒト・モノ・カネの流れ、国内外で上げていくということで重要だと思うのです。現在、事務局から出てきております項目は要望に基づくもので、これはこれで大変重要なことだと思うのですが、もう少し幅を広げて検討してもいいのかなと思います。

特にこういう点はどうかと思っておりますのが、外国人の留学生の方の問題です。今、留学生で、例えば、専門学校の留学生で相当の数の方がいらしているのですが、日本でいろいろな専門学校で学ばれていて、国家資格を取得しても、すぐに就労の資格を得られないという扱いになっている。例えば保育士とか介護ですとか、そういう事例があるということです。留学されるということへのインセンティブもありますし、また国内のいろいろな人材の需給の問題もあります。ここはいろいろ賛否両論あるところではありますけれども、なかなか政府の中でもプロモーターがない問題なので、規制改革会議として、やはり歩みを止めないよう、もう少し広げて検討すべきかと思っております。

また、あえて言えば、高度人材が活躍しやすいということでこれまで来ております。これはそのとおりだと思うのですが、「高度人材」というのも非常に幅広い概念でして、どこまで高度なのかという問題もあります。非常にハイレベルの研究者の方、もちろんそうだと思うのですが、これまではそちらの方に偏りすぎている傾向があるのではないかと。ある程度いろいろなマネジメントの部分に入る方というのは、幅広く認める方向で在留資格をもっと広げていくというようなことを検討してはどうかと思っておりますので、是非これも取り上げていただければと思っております。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

これは私の個人的見解なのですが、これまでどうしてもホットラインとか、あるいは各種団体からの要望という形で入ってきた案件というか課題について議論するという形でやってきているのですが、一つは結構テクニカルな理由があって、つまりその問題についてある程度詳しい情報を提供していただいて、この制度を変えてほしいという具体的

提案がないと議論にならないということでそうしているだけというところがございまして、私個人的に思いましたのは、とりわけ専門委員の方の、もちろんいわゆる委員の方もですけども、専門委員の方からこの問題を是非やるべきだということを逆にプレゼンテーションをしていただければ積極的に取り上げていきたいと思います。先ほど、圓尾専門委員からもエネルギーの話題が上がっていないという御指摘ありましたけれども、是非、上げていただいでですね。私どもの事務局ベースでは、基本的にホットラインに入ってきたとか、各種要望が具体的に推進室に寄せられたというときに初めて動くというふうに、ちょっとリアクティブになっているものですから、是非、プロアクティブにやっていただいたらいいのではないかと考えております。

すみません。他にいかがでしょう。

森下さん。

○森下委員 今の川本専門委員のお話が続くのですけれども、大学でのベンチャーキャピタルの形成だけではなくて、前期に取り上げた中でプロ向けファンドの規制の話があって、これは金融庁で今、議論が進んでいますけれども、依然としてその方向性が見えてこないということで、せっかくペンディングになって状況が私どもも分かるようになってきたので、是非これもフォローアップに加えてもらった方がいいのではないかと思います。

それに絡んで、今の大崎座長のお話にもなりますけれども、今まで、本来、投資とか創業のことが掲げられたにもかかわらず、余りベンチャー育成の観点から議論がされていないというのがあって、ベンチャーの活性化というのはかなりアベノミクスの中で大きく取り上げられていますので、できれば今回はベンチャー育成、あるいは投資に関するもうちょっと包括的な議論の場というのができればいいのではないかと。

私も以前、前期属していて思ったのが、非常に細切れた意見が多くて、やはりこのワーキング・グループとして何を全体的にやっていくかという全体のビッグピクチャーがなかったのではないかと。是非、そういう全体的に通したような議論というもの、やはりあった方がいいのかなと思います。

2点目は、先ほどの留学生のお話なのですけれども、これもいろいろな要素があって、今、川本専門委員が言われたようなことに加えて、専門学校自体が日本の場合は非常に開きにくいという話も聞いているのですよね。学校の場合、土地を買わなければいけないとか聞きます。非常に学校法人法の規制等で、専門学校はレンタルでは開けないとかいろいろな問題があると聞いているので、是非その辺も、ホットラインにも上がってくるのかもしれないけれども、少しこれも留学生の問題を含めて包括的に取り上げてもいいのかなという気がいたします。

○大崎座長 ありがとうございます。

今まで規制改革会議は、そういえば文部科学省の所管に属することをやっていないので、是非やることを検討していただければと思いますね。

他にいかがでしょう。とりあえずよろしいですかね。また随時お気付きの点、事務局あ

るいは私にお寄せいただければと思います。今、いただいた御意見につきましてはしっかりと反映して、今後のワーキング・グループの運営にいかしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日はもう一つ大きなテーマがございまして、さっきのフォローアップの事項でありますけれども、「ビッグデータ・ビジネスの普及」ということについての現在の検討状況について、ヒアリングをして議論するという予定でございますので、説明者の方はもういらっしゃっていますか。

今日はそのビッグデータ・ビジネスに関して大変造詣の深い滝委員にも御出席いただいておりますので、是非、積極的にお願いいたします。

本件、先ほど副大臣のお話にもございましたが、昨年6月、閣議決定事項となっております。今の状況がどうなっているかを確認しようということでございます。

○滝委員 よく米倉先生がおっしゃいますけれども、1年遅れると7年遅れる、日本はもう破綻しているのだと。信頼ある国民であるがゆえに、背番号がなかったがゆえに、IT活用で大幅に遅れた位置にいる。そういう意味では何十兆という節約と利便性を失うかもしれないということで、是非この大崎さんのところで御支援をお願いしたい。関係あると思うのですね、特にベンチャーが誕生できるかということなどに。特に森下先生の世界などは、無限大にベンチャーが出てくる要素がありますよね。

(内閣官房IT総合戦略室、アジアインターネット日本連盟入室)

○大崎座長 それでは、会議を再開いたします。

本日は、関係府省としまして内閣官房IT総合戦略室、それから、事業者といたしまして、アジアインターネット日本連盟からそれぞれ御出席をいただいております。どうも皆様、お忙しいところ、誠にありがとうございます。

それでは、まず、内閣官房IT総合戦略室から御説明をお願いいたします。

○IT総合戦略室(瓜生参事官) 内閣官房IT総合戦略室の瓜生でございます。

私の方から資料2-1と2-2を用意させていただきましたので、それに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、規制改革実施計画において我々がやるべき話でございますけれども、2-1の2枚目に参考で付けさせていただいておりますが、昨年の6月に閣議決定をしていただいております規制改革会議の事業の中で3つほどテーマはあるのですが、今回につきましては真ん中でございますが、「ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②」ということで、匿名化情報というものを明確にした上で、これまでやっていることをガイドラインで明確にせよというのが御指示になっております。

匿名化というのは何かと申しますと、4行目以降ありますけれども、個人情報とは「『氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)]には当たらない情報となるのか」ということございまして、それを合理

的な匿名化という措置ということで御提示いただいたわけでございます。これにつきまして現在の状況ということで、1つ戻っていただきまして1ページ目ですけれども、そういうことで合理的な匿名化措置というものについて明確化せよということでございますので、これにつきましては、匿名化措置というものはかなり技術的な観点が強いような話でございますので、4行目以降でございますが、我々といたしましても「技術検討ワーキング・グループ」と称しまして技術者の方々に集まっていたいただきまして、どのような技術的な方法でやれば正に匿名化されたものとなるかどうかというのを検討していただいたのですが、結果といたしまして、匿名化の対象になるデータの種類とか量というのは非常に様々な、移動情報ですとか購買情報ですとか、いろいろな情報がございまして、それを一概にある一定の方法によって、全て匿名化されたというものに結論づけるのは非常に難しい。個々のデータの種類とかによっていろいろな加工方法が決まって、それもその世の中にどれぐらいの情報があるかによって、状況に非常に左右される形で判断が必要でございますので、一概に合理的な匿名化措置をされたものということで個人情報保護法の対象外となるようなものというのは、なかなか言えないのではないかというふうな結論をいただいております。

そういうことでございますので、我々といたしましては、完全な匿名化措置ができないとおっしゃるのであれば、ある一定程度の匿名化措置といいますか、「一方」以降に書いていますけれども、特定の個人が識別される可能性を低減した状態のものというのをつくっていただきまして、それは完全に匿名化と言えないのであれば、何かしら法的にこういうものを特定される状態に戻すといいますか、なるべく安全な状態のまま流通できるような仕組みというのを法的に対応できないかというのを考えました。

そういうことで、先般6月24日にIT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を決めたのですけれども、その中におきまして「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」というものをどう扱うかということについて、今後、法的な対応を行うべきではないかという形で結論に至ったわけでございます。

その中身でございますけれども、細かくなりますが、下に枠内で書いていますのが大綱の中の書きぶりでございますが、基本的にビッグデータの利活用のためには、2行目でございますが、個人データ、いわゆるデータというものを第三者に提供するなり、目的外に利用するというのが非常に重要になってくるのですが、その際、現行法では本人の同意が必要であるというものに対して、今回の「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工することによって、それを提供した先において、加工したものにつきまして、再度それを特定の個人を識別する状態にしない、それを禁止すると法的に担保することにより、安全なものを、本人の同意がない状態で利便性を高めて利活用するような法制度を整備するべきではないかというような結論に至りまして、そういうことを書いたのがこの中身でございます。

さらにその加工方法でございますけれども、「また」以降でございますが、先ほど技術

検討ワーキング・グループの話でも申し上げましたが、いろいろな情報の種類とか量によりまして、加工方法がなかなか一定に定まりません。これにつきましては、急速に進展する情報通信技術の対応も考えますと、「また」以降の3行目にありますけれども、加工方法につきましては、民間のいろいろな業界団体等ございますが、その辺が作る自主的なルールといいますか、状態を分かったルールを尊重した上で、それについては、また、第三者機関がお墨付きを与える形で、このようなものにとっていただければそういうような加工方法として認めて、それを流通させるという形ができるのではないかとということを検討した状態でございます。

以上が、直接、規制改革実施計画に対する対応の中身でございますが、追加的に、資料2-2においては、その他の法律の改正の中身について御用意していますので、簡単に申し上げます。

2ページ目が正に今、申し上げました低減したデータを加工して、それを受領した側で特定を禁止するということなのですが、イメージといたしまして真ん中に絵を描いておりますが、いわゆる上の方に書いています顧客IDとか氏名とか住所とか生年月日等々入った、正にこれが個人データである。そういうものについて、ある一定の加工をする。例えば顧客IDを仮名IDに変えたりとか、氏名は削除するとか、都道府県は丸めるとかそういう形に加工しまして、下の状態の仮名IDで都道府県と誕生年と購買情報等々の状態のものでしますと、考えようによってはこれも匿名化されたデータ、情報というふうに言えなくもないのですけれども、完全にそれが、本当にそういう形で法の規制がなくて流通していいかという疑念がございますので、これにつきましては、こういうものをまず受け取った側が、再度、上のような状態の情報に戻さないというのを法的に禁止するという形で流通させてはどうかというのを述べておりますのが、先ほど申し上げた話でございます。

さらに3ページ目でございますけれども、今、申し上げた氏名等々の削除を求めるわけなのですが、では、どういう情報のものを基本的に削除すべきかどうかという話になってきますと、そもそも個人情報とは何かという話になってきてまして、それについても、実は、今回検討する予定でございます。

それを象徴的に書きましたのが3ページ目の上の方の表でございますけれども、これまで氏名とか生年月日とか性別等々は個人情報だというのは明確だったのですが、それ以上に保護されるデータがまだあるのではないかと。逆に、それが付いている分には特定性が低減されたデータと言えないのではないかとという話がございまして、その対象として、これも技術検討ワーキング・グループ的な観点から出していただいたものを今回は検討しているわけでございますが、諸外国の状況でも、上にあります個人が使用する端末に付随したデータと言いますか、携帯電話であれば携帯電話の番号でございますし、いろいろなカードであれば運転免許番号とか、またカードはございますし、下の方に行きますと、機器に付いているシリアルナンバーですとか、MACアドレスとかIPアドレス等々があります。これが実は個人がネット上でいろいろなサービスを受けるに当たって、こういう情報がいろいろ

ろと企業の方に取られていくわけなのですけれども、企業からしますと、こういういわゆるIDみたいなものを使いまして、特定の個人は分かりませんが、ある個人の情報を収集して行って、それに対してどういう属性かということを見きわめていろいろな広告を打たれるなり、そういうようなサービスをされるというのがありますので、非常に有用ではある一方で、ある個人からいたしますと、そういう形でどんどんデータが取られること自体が問題だという話を、プロファイリングと言いますが、おっしゃる方がいらっしゃいますので、では、どこまでを個人、消費者の方の保護として守るべきか。どのデータが付いていると非常に危険というか特定された情報であって、どれがなくなると正に低減されたデータかというのを判断する必要があるのですが、そういうものについてその対象を今、法律も含めた形で、定義が必要でございますが、それを今、検討しているという状態でございます。

こういうものも含めまして、低減データはどうあるべきかという話をここで今、議論としてやっているところでございます。

その下は、先ほど申し上げた加工ルールの話ですので飛ばします。

最後ですけれども、4ページ目でございますが、とは言いながら、いろいろな個人情報に当たるかどうかという話ですとか、低減データがどういう形で担保されているか等々、最後にチェックするのは、いわゆる独立した第三者機関というような体制が必要だと思ひまして、そういうものにつきまして今般、現行の社会保障・税番号制度でつくられています特定個人情報保護委員会というのを改組いたしまして、個人情報一般の第三者委員会として設置するというのを考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問をいただきたいと思うのですが、ちょっと最初に私からよろしいですか。

まず、規制改革会議として、匿名化についての合理的な措置というのはどういうものかはっきりしてほしいというふうに申し上げた趣旨は、必ずしも特定の技術なり方法に対してお墨付きをくれとかそういう趣旨ではもともとないので、どういうことをすれば匿名化と言えるかが必ずしも明確にならなかったということについては、全く問題ないと思ひます。

したがって、個人の特定性を低減したデータに加工すれば、本人同意なしに第三者に提供してもいいというその基本的な枠組みについては結構なことなのではないかと思うのですが、ちょっと気になった点を幾つか確認したいのですけれども、まず一つは、この個人の特定性を低減したデータは、法に言う個人情報ではないということでもよろしいのかどうか。逆に言いますと、個人の特定性を低減したデータをさらに別の第三者に提供するといったようなことについて、何らかの制限があり得るのか、あり得ないのかということの一つ確認したい。

もう一つは、個人の特定性を低減したデータというのがどういうものであるかを、制限を画するために、資料2-2の3ページにある具体的な項目というのをいろいろ挙げておられると思うのですが、ここに挙がっているものは、あくまでも個人の特定性を低減したデータというのがどういうものであるかを定めるために挙がっているものだと、ここに出ているものが全部個人情報であるという理解ではないということでもいいのかどうかですね。

3つ目に、第三者機関で認定をするというのは、私は非常に柔軟な仕組みでいいと思うのですが、ただ一方で、第三者機関が何か大きな、非常に固いルールに縛られてしまったのでは、技術の進歩や市場の変化に十分対応できないのではないかと思いますので、その点についてはどういう仕組みをお考えなのかというその3点、お願いいたします。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） お答えいたします。低減データの扱いでございますけれども、なかなか個人情報というものの定義が曖昧な部分、低減データの位置付けが非常に難しくなっております。実は今、法制局との調整の中でも非常に議論がありますのは容易照合性というのがございまして、ある個人情報と容易に照合できるとそれは個人情報である。では、容易照合の主語は何かと申しますと、それは、もともとコアになる個人情報を持っている企業の中で、ある個人情報がございまして、それと容易に照合できるものは全て個人情報だという整理を、今、されているのですが、そうすると今の低減データはどうなるかといいますと、元の個人情報がございまして、それをいろいろ加工してそういう低減データに、もしかしていろいろな加工をした結果データはできるのですが、もともと個人情報を持っている企業の中から申しますと、いつまで削っていても照合性はありますので、そうすると提携元企業の中では個人情報と言わざるを得ないというのがあります。ただし、それが出てしまえば、提供先では恐らく容易照合性はないはずでございますので、そういったときには多分個人情報ではないと言ってもいいような話だとは、そういう形で整理ができるのではないかという話はまずあります。

一方で、出した先で本当に容易照合性があるかないかというのは非常に難しい問題ございまして、そうすると、全く個人情報じゃないということで法の規定がかからないところまで本当にフリーにしていけるかというのが非常に問題になりまして、最低限の中に一つの縛りをかけようということ。その一つが、それをわざわざ個人情報に戻してはならないという条件を付けて回す。そうすると、出した先、第三者でそれはどんどん転々するとしても、その先でもずっと特定、再特定をしないということを守っていただければ、いわゆる同意がなくて自由に使ってよろしいですよというような形で使えないかと思ひまして、個人情報か否かと言われますと、ある見方によって個人情報かとかそうではないとか、視点が変わるとなかなか整理がしづらいというのが今、ありまして、そこを法的にどう整理できるかを真剣に考えているのが1点目の話でございます。

2つ目は、おっしゃったとおりでございます。恐らく個人情報にこれから該当するかどうかというものを全て挙げてみたのが3ページの話でございます。ここから当然落ちてくるものといえますか、例えば、身体的特性のものは恐らく個人情報であろうという話

には、今、なりつつあるのですけれども、一方で、上の方の端末機器のものについては、本当にどこまで個人情報に入れるべきかは、余り入れ過ぎるとビジネス上の支障が非常に出てきますので、それが起きないようにうまく整理ができないかというように考えているのが2つ目の話でございます。

3つ目ですが、自主ルールなのですけれども、一応認定をすると申しましたが、別に認定が義務ではございません。では、なぜ認定するのとかいえば、認定の効果は多分重要になってきますけれども、大綱のときに考えていましたのは、認定をした結果、ある程度の一定の理解を得られた仕組みだとしますと、それを守っている状態であれば第三者機関から直接指導しないといえますか、ある程度自主的な取組を尊重いたしまして、そこでやっていただくという、そういうふうな仕組みにできないのかなと、今、考えているのですが、そういう第三者機関の執行のかけ方に若干段階があるような認定行為というのを、本当にこれも法的にやるのかどうかを、今、まだ議論しております。

繰り返しますけれども、少なくとも加工あるいは認定は義務ではない。やっていただく、そういうことは申し上げたいと思います。

○大崎座長 ありがとうございます。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 確認させていただくというか質問でもあるのですが、3つばかり。

一つは、2ページ目の上と下の提供例がございますけれども、資料2-2の2ページにあるような「加工のイメージ」。いわゆる住所が都道府県、生年月日が誕生年になっていきますが、加工のイメージを具体化すれば、個人の特定性を低減したデータというカテゴリーを新たに設けることは全く不要だと思います。準個人情報みたいな話が一時ありましたですね。それによってまたグレーゾーンが出てきて、この1年遅ければ7年遅れるというIT利活用のところの中で確認的な発言なのですが、2ページ目のこういう形が具現化すれば、個人の特定性を低減したデータというカテゴリーを新たに設けることは全く不要という見解でございます。

2つ目に、メールアドレスやIPアドレスのような識別子が含まれていても、個人の特定性を低減したデータとなり得ると思います。これは見解でございます。

もう一つ、第三者機関との問題なのですけれども、オプトアウト条項があれば第三者機関への届出などは不要と思います。一部に照合性とかプロファイリングというようなことが時々飛び交うのですけれども、そのところは、いわゆる司法といいますか犯罪者の関係といいますか、そういう司法に委ねる世界であって、やはりそこで大変なるペナルティ、罰則を受ける。それによって企業であれば、その先仕事ができなくなるわけですから、自主規制というか歯止めが効くと考えておまして、オプトアウト条項があれば、第三者機関への届出などは不要という見解を提言したいと思います。

この3つの話が、私の意見でございます。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） お答えできるところはお答えいたしますけれども、最初

の 카테고리を設ける必要はないとおっしゃいました。よく分かっておりまして、別にそれはそういう定義をつくるというよりは、ある一定の処理をしたものを出せて、それに必要なことをしないというそういう仕組みといたしますか、それは別に新しい何とかデータとかいう 카테고리を定義するわけではないと私も考えております。がゆえに、明確な範囲をなかなか言いづらいのでというのがございます。

2つ目の話は、おっしゃる御意見はよく分かりますけれども、そうではない方もいろいろございますので、工程の中で検討させていただきたいと思っております。

あと、オプトアウトで対応できるというのは正におっしゃるとおりでございます、今でも情報を第三者提供する際には、オプトアウトと、本人が嫌だと言えれば出さないというやり方でどんどん出せる話でございますので、そういう形でやっていくのは全然いいと思うのですが、我々がちょっと心配しましたのは、そうするといろいろオプトアウトしてどんどんデータが抜けてしまって、本当に全体をビッグデータとして使うときに十分なデータがもし取れないのであれば、その代わりとしてオプトアウトも許さないでもないですが、オプトアウトはなるべくない形で、なるべく多いデータを同意なしで使っていた形は、正に匿名化するといいますか、特定性低減した形の方が有用性はあるだろうと思ってやった仕組みでございます、別にオプトアウトを否定するわけではなく、ちょっと別の仕組みをとということで考えたわけでございます。

○大崎座長 森下先生、どうぞ。

○森下委員 第三者機関をつくるというところなのですが、これはどういうものを想定されているのですか。要するに、数が非常に多く来ると、専門性の問題も結構、特に医療などはあると思うのですね。もし1つだけであれば破綻するのではないかという気もするのですが、イメージとして一体どういう形を考えられているか。たくさんできて、それぞれ専門領域でそういうのができる、民間の方でつくっていくと考えるという話なのか、それとも、国の方で何かこういうものをつくっていくというイメージを持たれているのか、どういう感じなのかお教え願いたいです。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） 第三者機関は、典型的には諸外国、アメリカですとか欧州ではもうできているものでございまして、国に1つ、いわゆる各省とかと独立した立場である機関がございまして、人数的にも、多寡ありますけれども、少なくとも百数十人の方がいらっしゃる、多いと300人とかそういう方がいらっしゃるのです。それで、フランスですとかだとCNILという組織があって、そこなどは多分200~300人いますけれども、そういうところが全ての分野について目を配らせてチェックをしていくという立場でやっていらっしゃるでございます。

日本もそれで、今では主務大臣制ですけれども、なるべく第三者機関というところに権限を集中させて、人数がどこまで増えるかはなかなかこれからの調整次第ですが、なるべくそういう専門性のある人たちも集めさせていただいた上で対応していくということを今、考えている状況です。

○大崎座長 基本的には、国家行政組織だという理解ですか。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） そうです。いわゆる三条委員会と言いますけれども、国家行政組織法の三条の委員会です。

○森下委員 結構大変な話だと思うのですが、一つ、その委員会ができたがゆえに、そこにかかったものが1年ぐらいかかるとかでは意味がないので、かなり短期間でちゃんとやるというのを前提にやはりつくってもらわないと意味がないと思うのですね。ですから、そうした仕組みづくりのところをかなり。これは予算も結構かかるので大変な気はするのですが、是非、齟齬のないようにというのはお願いしたいと思います。

ただ、何となく実際本当にできるのかなという不安はあるのです。

○大崎座長 それで、これは確認なのですが、第三者機関というのは、全体的にはルールというか枠組みをまずは作ると同時に、例えば、民間で自主的にやっておられるようなガイドラインみたいなものが、個人情報保護法に適合的であるかどうかというような審査をしたりするというような理解ですね。

個別の事業者が、今、明日こういうことをやりたいのだけれども、問題ないでしょうかみたいなことについても、審査するというイメージですか。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） 審査といいますか、そういう相談みたいなものは適宜受け付けて、大丈夫ですよという判断をできる窓口などはつくりたいと思っています。

○大崎座長 川本専門委員、どうぞ。

○川本専門委員 すみません。先ほどの第三者機関の認定なのですが、もう一度、法的効果はどういうことなのか御説明願います。義務付けではないというふうにおっしゃったのですが、認定をすると、法律のあるいは実体的に、何を狙ってどういう意味があるのかというのをちょっと教えていただきたい。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） おっしゃるとおり、正に法的にどういう効果があるかは、実はまだ非常に議論があるところでございまして、これがもともと出てきましたパーソナルデータに検討会の中では、恐らくAICJさんがだと思えますけれども、いろいろなそういう自主的ルールを作ったパターンがいろいろ出されたのですが、典型としては証券業協会のパターンを出されたのがございました。

それで聞きますと、証券業協会に入っていられる方は、金融庁から見てある程度、なかなか言いづらいのですが、ある程度の若干の違反といいますか、軽微な違反の形であれば、証券業協会の中でやや自浄作用的な、ちゃんと対応しますとか、これから改善しますみたいなものをしていけば、いきなりその違反によって金融庁から突然勧告なり、命令なり、そういう処分をされることなく、協会の中で自主的に回っていくような仕組みがあるというふうなことをおっしゃっていただいたので、例えばそれを引き取って、そういうある第三者機関から認定されたルールなのであれば、そのルールにのっとっている間は、しかも多少軽微な違反をした状態なのであれば、その中でちゃんと改善が回るのであれば、第三者機関からすぐ処分されるわけではなく、自主的に回るという効果ができ

るのではないかというの一応考えてみたのですけれども、今のところ、実は法制局に申し上げますと、そういう効果は本当に可能なのかとかなり疑問を呈されておりまして、そうなりますと、正に認定ルールの効果は何かという話へとようになってくるのです。

そうすると、もう一つ、実は発想としてありますのが、これも余り適切なことか分かりませんが、公正競争規約というのがあるのですが、公正取引委員会がある。例えば、牛乳ですとかいろいろなものを売る人たちで、公正な競争をしていますという規約を結んでやるのですが、実はその規約が認定されると、いわゆるカルテルではない、カルテル違反ではないということを証明するような認定効果がございまして、そういうことがありますと明確に独禁法違反ではないという効果がありますから非常に有用ではあるのですけれども、では、果たして今回の、例えば、さっきも言いました加工方法みたいなものが、それを決めたことが何でカルテルと関係あるのだとかいう話になってきますと非常に、本当にそれは独禁法と関係があるのかという議論も出てきますので、そういうところをもう一度整理してやらないと、本当に自主ルールの認定という法定効果はあるのかないのか非常に不透明だという形には、今、なっている状態でございます。

○大崎座長 他にいかがですか。

せっかく来ていただいているので、アジアインターネット連盟から何か御発言あれば是非。

○アジアインターネット日本連盟 後ほどお話しさせていただこうと思っていたのですけれども、第三者委員会の機能については、第三者委員会の持つことができる実務的なファンクション次第かなと思っております。

データの使い方というのは非常に様々で、先ほど公正競争規約の例とか出されましたけれども、公正競争規約も数が多いですが、それでもたかが知れていると思っております。それで、情報の使い方について本当にそういうようなことができるような数で済むのかと言われると、非常にそれは懐疑的で、そうすると第三者機関が実務的に回るとすると、個別の認定とかをしていくというのは、そもそも無理ではないかなと私どもとしては考えていて、パブコメでも出ささせていただきましたけれども、せいぜい届出を受け付けるとかそういうことをやっていただいて、そうでないと、逆に言うとスピードももたないと思っております。

ですから、第三者機関をつくることがアプリオリに決まっているという認識で私どもおりますので、特定個人情報保護委員会が、そのまま個人情報保護の委員会になり変わるということを前提に多分つくられているという理解でおりまして、その場合の機能強化を考えてもなかなか難しいかなとは思っております。

○大崎座長 今のコメントについては、内閣官房としてはいかがですか。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） 御指摘はもっともなところも多いと思っております、先ほどの問題は、正に行政機関を新しくつくろうとしますと、我々公務員は全体の数が増えませんが、どこかの省から人を集めてくるが必要になってくるのですけれども、

そうなりますと、そういうものすごく大きな数に対応できるような多くの人間を一気に集めて対応する、何百人という体制を取るといのはなかなか最初からは難しいだろうなと思っておりますので、その点、できる範囲で考えてやっていくしかないのかなと思っております。

○大崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょう。他に何かございますか。

滝さん、どうぞ。

○滝委員 私も委員に出ているものですから、ちょっと雰囲気 皆さんに御案内すると、日本が偶然に倫理観のある、非常に真面目な国家であったがゆえだと思えますけれども、背番号がないわけでありまして、アメリカは、いろいろな民族が混じっていた関係もあって、ニューディール政策の時代の1936年から背番号があった。

我が国は、ここに来て、IT、デジタル情報が100%近い世の中になっている中で、IT利用がこの段階でできる、できないが個人情報保護法との関係で今回のテーマにかかっている。米倉先生は日本が破綻しているとおっしゃるのですが、破綻から脱却するために1日も早くここを前に進めればそれなりのリスクを超えられ、さらに、世界一のITインフラを持っている日本は、場合によっては同時に先進国的な成果を出せる。特に、医療介護の費用がこれから2020年までに10兆円近く増えるわけでありまして、そこに一番ポテンシャルがあるということで、みんな焦りの気持ちと前向きな気持ちと、それぞれの皆さん御意見があつてということで、非常に御苦労して進めていただいていると理解しています。

第三者委員会の問題もヨーロッパ方式あるいはアメリカ方式とあるが、アメリカは、ITは情報産業革命なのだから、問題が起こったら訴訟すればいいではないかと、それで実質的に和解のところで物事は全部決めているわけですね。徹底的に真実を出し合つて、そんなようなことの中で結構ノウハウがたまっているアメリカの事例とヨーロッパの問題点も反省しながら、日本流の第三者機関をつくることでこの遅れを取り戻そうというような雰囲気にあるというのが私の感想みたいなところであり、参加しているメンバーとしてお話をさせていただきました。

○大崎座長 ありがとうございます。

副大臣、政務官、何かございますか。よろしいですか。

○アジアインターネット日本連盟 多少お話しをさせていただく時間があるのかと思って、若干資料を用意してきたのですがけれども、そちらのお話をさせていただいても。

○大崎座長 どうぞ。

○アジアインターネット日本連盟 お手元にお配りさせていただいたのは、私どもが出しましたパブリックコメントの募集に対する意見でございます。その中から主要なお話を少しさせていただこうと思っております。

1点目は、特定性低減データという考え方を導入していただいたことは非常にありがたいと思っておりますけれども、それだけでは実は解決できない問題があるのではないかと

っていて、そこをやはり解決をしていただきたいということです。

別添でお渡ししたこちらの資料があるのですけれども、先ほどの内閣官房さんが配付された資料の2ページ目と同じような図になっていると思います。これは、普通、個人情報が含まれているデータベースから一定のものを切り出して、記号化して、データを切り分けたケースなのですけれども、現行の法律で書かれている容易照合性の解釈が非常に厳しくて、1人のエンジニアが両方のデータベースにアクセスできるのだったら、そもそもそれは容易照合なので、一体として個人情報だというふうに今は解釈をされています。実はこの解釈を主張されている先生方も中にはいらっちゃって、JR東日本さんの事件が起きたときに、この件で結局あれは違法だと、私どもは見解が違うので違法だとは思っていませんけれども、違法だとずっとおっしゃり続けている先生たちもいらっしゃるわけです。そういうところがきちんと変わってこない、せっかく特定性を低減したものをくり出したところで、個人情報なのだから出せませんという話になってしまうので、ここの容易照合性のところをどういうふうに解決するのかということセットで、是非考えていただきたいと私どもとしては思っております。

もう一つは、再結合の話なのですけれども、第三者から取得してきた特定性低減データの再結合の可能性のところも、実はデータベースの構造でいろいろなことにアクセスできるエンジニアがいて、そのエンジニアが再結合はしなくても、再結合が可能な状態になった瞬間に、これは容易照合だから全部個人情報ですねと言われてしまうと、結局元も子もないと思っております。

ですから、容易照合性のところというのが条文に書かれていて、その条文解釈のところを今、各省庁さんがガイドラインなりいろいろお示しいただいているのですけれども、かなり厳格になってしまっていて、その厳格な運用というか解釈がきちんと緩まないと、何のためにせっかくの区分けをしていただいたのかが分からなくなるというのが一番の危惧でございます。是非、そこは御検討いただきたいと思っております。

もう一つは、ビッグデータの時代になって、パラダイムシフトが起きたと思っております。これまでは、データというのは特定の目的があってデータを集めて、加工してそのデータをその特定の目的のために使うという世の中でした。ビッグデータの時代になって何が起きているかということ、そもそもデータを集めて、集まったデータの集積を見て新しい知見を見出して、それで何をしたいかという時代になってきていると思っております。

私どもが、実は検索エンジンを使っていただいている方の検索ワードを使って、インフルエンザの予測をしました。かなりの精度で当たっているのですけれども、インフルエンザ関連の検索の単語を入れていただいているものと、実際のインフルエンザの流行というのが重なるかどうかということを見てみたのです。そうすると、地域的にもきちんと重なっていて、ここ2年間のデータからいうと、ほぼかなり予測ができるのではないかと考えています。まさか私でも検索エンジンをやっていたときに、インフルエンザの予測に検索のデータが使えるとは全く思っていなかったのです。そのまとまったデータを見てそうい

う発想をして、新しいものを生み出してくるという時代になってきていて、そうすると何が問題かという、データを集めるときに、あらかじめ目的を全部書けるかという問題なのです。目的というのは後から見つかる時代になってきていて、新しく見つかった目的について、個別の同意を取ったりとか、なかなかそういうことができない。そういうことをやるとデータの完全性を失ってしまったりすることがあって、そこが課題だと思っています。

それで、英語ですけれども、実は米国ホワイトハウスとマサチューセッツ工科大学が、ビッグデータの時代になって、どうやってプライバシー保護を図ろうかということのワークショップをしたときの最終レポートがあります。この中にも、やはりデータを集めて、そこから知見が出てくるということについての時代対応をどうしようかというのが如実に問題意識として書かれていて、そこはやはり各国が今、考えているところですので、日本もそのビッグデータの時代に合わせたデータの使い方に対応するためにどういうふうにしたらいかということを是非考えていただきたい。

この中で1つ示唆されているのは、個別の同意というのはなかなか難しいのですけれども、コンテキストベースで、取得したときに予想されているコンテキストの中であれば、同意を取らずに使ってもいいのではないかというようなことが示唆されています。それが正しいかどうか、良いかどうかは、もっと検討の必要があると思うのですけれども、そういうふうにしていかない限り、データをあらかじめ予測したものにはしか使えない、いわゆるビッグデータの時代に乗り遅れてしまうということになるので、そこは是非、考えていただきたいと思っております。

あと3点目、申し上げたかったのは、先ほどの第三者機関の件で、実務的に回るようにしていただきたいということですので、人材とかノウハウというのは民間にもたくさんありますので、第三者機関ができるときには民間のノウハウとか人材を、是非御活用いただきたいなということでございます。

以上でございます。

○大崎座長 どうぞ。

○赤澤副大臣 今のお話に啓発をされて、別所さんですかね。それで、私自身も過去、実は国土強靱化を言い始めた人間なので、ビッグデータが有事に活用できないかということはずっと考えていて。

例えば、1つ例を挙げて、今のインフルエンザは非常におもしろいのですが、ドコモのデータを持っているものを使えると、携帯はほぼ、今、一定の年齢に達すると大体全員持っているので、人がどう動いているかということが見事に分かるのです。それさえ、ビッグデータが発信している地点を全部プロットできるので、例えば、どこかでイベントをやっているなどというところにもっと集まり、イベントが終わったらわーっと消えていくみたいなものが全部再現できるので、災害のときなどだけは、少なくともものすごく有用なのです。例の帰宅難民みたいな話が、どこで溜まっているなどというのが、その状態を

もらえれば、連絡とかいただかなくても即分かって、ここがポイントというのが全部分かるので、そういう意味からすると、個人情報とかいろいろあるのだけれども、有事のときだけは一定の機関はこういう情報は使えるとかやっておくと、人命とかにもものすごく関わると思うので、そういう意味でもモードを分けて、何か目的で絞るというのもあると思うのですけれども、有事・平時とは分けてものを考えるという座標も入れて制度を作った方が、これはいいのかなという感じが率直にしますね。

そういうときは、本当に私が責任者なら、人命に関わるので法律違反でもやってしまおうかなというぐらい、うまく使えば有用なものだと思います。最後の部分は議事録に残っていか分らないけれどもね。

○大崎座長 では、滝委員、どうぞ。

○滝委員 今のお話に附属になるかどうか、意見を申し上げたいのです。

個人の特定性を低減しても、プロファイリングのような手法で、さっきのJR東日本さんの場合がそうだったのですが、個人特定をできる可能性があるという主張をする技術的な意見があるのですが、そうしたことは低減問題と関わりなく、犯罪者や捜査機関の能力問題として捉えるべきだと、こんなふうに私は考えたい。それで、プロファイリングのできないような低減化をすべきなどという議論ではないのではないか。そうしていると収れんできないというか。

アメリカは、何か問題が起これば訴訟しなさいというようなことになっていて、非常に参画運営の世界ですのでそういう要素がある。本件に関してはアメリカ型が非常に先に進むにはいいのでしょうけれども、でも、なかなかそうもいかないという中では、具体的な個人の特定性を低減化、手繰れるという話がどうしても出てくるのですが、それはそういうことは駄目ということの中で、これは犯罪者や捜査機関の能力問題というようなことの立て付けなら前に進めるのではないかなと、個人的な見解ですけれども。

○大崎座長 ありがとうございます。

ちょっと私からも、先ほど別所さんからお話があった中で、一番気になっているのが容易照合性という問題でして、私もそういう解釈があるというふうには承知していなかったのですが、1人でも両方のデータベースにアクセスすることができれば一体として個人情報だというような解釈であれば、前に、匿名化した場合に、匿名化したときの変換の暗号がどこかにあれば、それは結局、元に戻せるから個人情報のままであるという議論とほとんど同じような次元になってしまって、それでは永遠に個人情報は個人情報でなくすることができないではないかという感じがするので、こういう解釈を学者が自分の説として唱えるのは別段、正に表現の自由というか学問の自由というか、自由にやっていただいたらいいと思うのですけれども、行政としての解釈であるというのは、私は非常に腑に落ちないのですが、まずそれは事実なのかということ。

もう一つは、今後できる第三者委員会というのは、例えば、こういった問題について、ある程度公権的な解釈をお示しになるのかどうか。そこをちょっと教えていただけますか。

○IT総合戦略室（瓜生参事官）　そういう解釈かどうかということは正に事実でございます。そういう形で消費者庁さんなり、経済産業省さんなりがやっているというのは認識しております。それで問題がなしとは言えないと思っはいるわけですが、一応、今後その第三者機関ができたところで、そういう実際の実務等々含めて対応することになると思いますので、第三者機関ができた暁には解釈が変わる可能性もまだ十分あると考えています。

○大崎座長　どうぞ。

○IT総合戦略室（濱島参事官）　副大臣の方から災害のときの個人情報の利用につきまして、そのお考え。有事ですね。頂戴しました。それで、本法は個人情報保護法をベースに考えていくということですので、個人情報保護法というのはやはり個人情報の取扱いの一般法でありまして、これまでそういった一般法以外の分野で、特別法の分野で、例えば、災害対策基本法でありますとかその他の法令の中で、もちろん個人情報保護法にも緊急避難の条項はあるのですが、それでは足りないの、他の法令で特例規定というものを考えていこうといった動きというのは出てきております。

我々も容易照合性の問題というのは認識しております。そういったところでこういう解釈が出てきているというようなことについて、大変いろいろなところで問題意識を持っておりますので、こういったところを規律を用いて低減データというものを考えながら解決していこうといったようなことを考えているというようなことでございます。

○大崎座長　ありがとうございました。

ただ、先ほどのお話だと、低減データがあっても、要するに、低減データのデータベースと、元のデータベースに誰かがアクセス、それも、するかしないかではなくて、できる例えば権限を持っていたりするとアウトだということですね。それはほとんど成り立たない話だと思うのです。

だって変な話ですけども、ITの産業ですと、例えば、社長などはありとあらゆるものにアクセスする権限を論理的に持っているはずですけども、いちいちアクセスはしませんね。でも、そういう人が1人いるからそれはアウトだといったら、全然成り立たないですよ。

○IT総合戦略室（濱島参事官）　そこを規律を用いて解決していこうと考えているところでは。

○赤澤副大臣　何を用いて解決していこうと言うの。

○IT総合戦略室（濱島参事官）　規律を。

○赤澤副大臣　規律。そういう意味ね。アクセスしてはならないとか、使ってはならないということで何とかしたいというね。

○IT総合戦略室（濱島参事官）　正にそういうことです。

○大崎座長　いや、私もそこは。だから、本当にひどいことをした人がいたら事後的に処罰なり訴訟なりで解決していけばいいと思うのですね。ただ、そういう可能性があるとい

うだけで全部駄目というのは、そういう考えだったら排除していただきたいなと強く思います。

いかがでしょう。

では、川本さん。

○川本専門委員 私の理解が足りないのですけれども、最初に内閣官房から御説明があった低減データについてです。もともと個人情報に当たるデータを持っている企業の中では照合できる。それを、低減データというものを作って外に出す。外に一旦出してしまえば、容易に照合できなくなるので、これは個人情報ではなくなるという方向の制度改正を目指されていると理解したのですけれども、それでいいのですか。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） ほぼそれなのですが、非常に、言葉の問題かもしれませんが、個人情報ではないという言い方をしますと、その時点で法規制が全く全部かからず自由になってしまうというのが、また何かいろいろと議論を呼び起こしまして。結局もともと個人情報から出来上がった低減データでございますので、一応、元があるがゆえにというか、もともと人から出てきたゆえに個人情報では全くなくなった状態かと言われると、非常にまた哲学論争みたいなものが起きてしまいますので。

なので、難しいのですが、出した先は非個人情報だから何も規定がかかりませんとまで言い切れなかったのが、最低限、個人情報には戻さないでくださいねというやや小さな規定といいますか、そこだけは守っていただければほとんど非個人情報の的に使ってよろしいですよという形の仕組みを作るということをごさいます。だから、明確に非個人情報かと言われると、ちょっと違いましたというように言い方が難しくなってくるのですけれども、そういうある一定の規律のもとで、非個人情報の的に扱える情報という形で御理解いただけるとありがたいなと思っています。

○川本専門委員 それで、今の、ごめんなさい。大崎さんがおっしゃった社長はなぜ照合できるのでしょうか。

○大崎座長 いや、それはグループ会社の社長も兼務していて。

○川本専門委員 というのは、最初に持っている会社の社長ですか。

○大崎座長 ですから、グループ会社の社長も兼務していて、同じ個人が2つのデータベースにアクセスできるというようなことは十分あり得ますのでね。あるいはエンジニアだって、複数のところに派遣されているエンジニアなどもおりますので、こちらで一定の権限をもらっていて、こっちでも別の権限を持っているということは十分あり得ますのでね。それが1人でもいたらもういきなり包括的に個人情報だというのは、それは余りにも非常識な話だと私は思うのですよ。

どうぞ。

○アジアインターネット日本連盟 若干実務的なお話を補足させていただくと、普通の会社は、やはりセキュリティーを高めたいということで、氏名とか住所とか入っているデータベースとそれ以外のデータを分けています。ただ、そういうデータベースもメンテナン

スする必要があったりするので、複数のエンジニアがそういうものにアクセスする権限を実務上やはり与えています。そこを全部包括して個人情報だと言われると何が起きるかという、氏名とか住所とか特定するものが全く入っていないデータの一部が漏洩したとしても、個人情報の漏洩だという取扱いを社会的にもされますし、報告も求められるということですが。

せっかくセキュリティーを高めるために安全な、触れてもリスクがないものとそうではないものを分けてセキュリティーのレベルをきちんと厳格に管理しているにもかかわらず、そういう対策が、結局、個人情報保護法の観点からは全く差異がなく取り扱われてしまうということも実は容易照合性の問題で起きていて、やはり私どもとしては、どちらかというとセキュリティーを高めるためのインセンティブが働くような法制度にもなっていたらければなと思っていて、そのためにも内部的なアクセスのところは、容易照合性というその一言を広めに解釈するのではなくて、きちんと適切に運用解釈できるような体制を整えていただきたいと思っている次第です。

○大崎座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

どうぞ。

○佐久間参事官 今後、次期通常国会に法案提出ということに向けて作業されていると思うのですが、法案提出する前に対外的にまた何か発表することはあるのですか。スケジュール感など、さらに付け加えて差し支えないことがあれば教えていただければと思います。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） これまでパーソナルデータに関する検討会というところで、滝先生も入っていただきながら、一般傍聴もある形でオープンでやってきた議論がございまして、その結果もあるのですが、この大綱ではこういう感じ、曖昧な形で決着をせざるを得ない状況がありましたので、そうすると、まだ法案までもう少し明確にするところが幾つか必要になってきますが、それについて再度、ある程度法制局との調整を踏まえた上で世の中に問うといいますか、オープンにして議論をいただく機会を設けなければいけないなと思っていますので、正に法案を提出する前に、法案の骨子なり概要なりという形で再度明確にして、議論をいただくことは想定しております。

○大崎座長 規制改革会議としても重点フォローアップ項目だと理解しておりますので、是非、もしかするとどこかのタイミングでまた御説明をいただかなければいけないかもしれませんが、今後ともよろしく願いいたします。

どうぞ。

○赤澤副大臣 ちょっと役所の諸君に全体として言っておきたいのは、頑張っただけでやられる方の側だと思うのですが、これは、結局、日本の国の産業競争力を強くしようとかそういう観点なので、規制でがんじがらめにして、自分たちが作ったルールで悪いことが起きなかったから俺たちは優秀な役人だみたいな発想は、率直に言ってもう全部捨

てほしい。そういう方向でやっておられると思うので、問題のある役所に対しては、かなり強い働きかけを政務としてもしなければいけないという問題意識があるので、これはよく相談しましょう。

今日の話聞いていても、本当に滝先生の心配は深まる一方で、どんどん世界から遅れていく。ビッグデータをいじればいいのに、下手すると外国に使われてというような世界ではないか。むしろ我々の情報を我々が自分の手を縛って使わない間に、外国にどんどん使われていたみたいなのが起きないだろうかという。

○滝委員 だから、日本が使えば利用ポテンシャルで、今度はセキュリティーにお金を使い、やがては日本が一番のセキュリティーが高い仕組みを持てればすごいことになると思う。そのひっくり返して、このままでいると、マネーロンダリングではありませんが、情報ロンダリングということが次に言葉として出てきて、それが日本のせいなどと言われたらつまらない話ですよ。心配です。

○赤澤副大臣 結局外国の軍隊と違って、日本の自衛隊がやっていいことだけ書かれているので、何か1つ新しいことをやるとすると全部法律を作らなければいけないのと似たような話で、これは本当はやってはいけないことを事後的に規制するというやり方で極力自由度を高めないと、何か非常に不安があるなというのがちょっと私の今日の感想であります。

○IT総合戦略室（瓜生参事官） おっしゃるとおりでございますけれども、一方で我々も政府全体を見る立場で申しますと、消費者委員会とかそちらの立場からいたしますと、今回のベネッセ事案の関係もございまして、よりもう少しこうこうちゃんとしっかりしろということも言われることもございまして。

○赤澤副大臣 消費者委員会というか消費者庁、消費者問題も私、担当なので、自分自身がきちっと整合性の取れた行動になるように努力をいたします。そういう意味での中身のある御注進ということで、役人として働いていることに敬意を払います。

○大崎座長 ありがとうございます。ああいうのは厳しくやっていただいているのですよ。ああいう問題はね。

ありがとうございました。

○赤澤副大臣 よく分かりました。頑張れ。応援できるところは応援します。

○大崎座長 それでは、なかなかこれも意見の尽きないところではございますが、そろそろ予定の時間でございますので、本日の議論はここまでということにさせていただきたいと思えます。

最後に、事務局から連絡事項ございましたら。

○佐久間参事官 次回の会合につきましては、追って事務局から御案内申し上げます。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。